

萩市給水装置工事施行基準 2019年版

新旧対照表

2007 年度版	2019 年版	項
<p>1. 1 目 的 この基準は、給水装置の布設及び管理を適正かつ合理的にするため、水道法（以下「法」という。）、萩市水道給水条例（以下「水道条例」という。）、<u>萩市簡易水道等給水条例（以下「簡易水道等条例」という。）、萩市水道給水条例施行規程（以下「水道規程」という。）、萩市簡易水道等給水条例施行規則（以下「簡易水道等規則」という。）</u>に基づき、給水装置工事の設計と施工について定めたものである</p> <p>1. 4 給水装置の種類 給水装置は、次のとおり区分する。（水道条例第 3 条、<u>簡易水道等条例 3 条</u>）</p> <p>2. 1 基本調査 給水装置工事事業者は給水装置工事の依頼を受けた場合、現場の状況を把握するために必要な調査を行う。基本調査は、計画・施工の基礎となる重要な作業であり、調査の良否は計画の策定、施工、さらには給水装置の機能にも影響するものである<u>ので、慎重におこなうこと。</u>なお、標準的な調査項目、調査内容等を表-2.1.1 に示す。</p> <p>2. 2 給水方式の決定 給水方式の区分は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>直結式</u></p> <p>① <u>直結直圧式</u> 配水管の動水圧により直接給水するもの。</p> <p>② <u>直結増圧式</u> <u>給水管の途中に増圧給水設備を設置し、圧力を増して直結給水するもの。</u></p> <p>(2) 受水槽式 給水管から水道水を一旦受水槽に受け、この受水槽から給水するもの。 主な方式はつぎのとおりとする。</p> <p>① 高置水槽式 ② 圧力水槽式 ③ ポンプ直送式</p>	<p>1. 1 目 的 この基準は、給水装置の布設及び管理を適正かつ合理的にするため、水道法（以下「法」という。）、萩市水道給水条例（以下「水道条例」という。）、萩市水道給水条例施行規程（以下「水道規程」という。）、に基づき、給水装置工事の設計と施工について定めたものである。</p> <p>1. 4 給水装置の種類 給水装置は、次のとおり区分する。（水道条例第 3 条）</p> <p>2. 1 基本調査 給水装置工事事業者は給水装置工事の依頼を受けた場合、現場の状況を把握するために必要な調査を行う。基本調査は、計画・施工の基礎となる重要な作業であり、調査の良否は計画の策定、施工、さらには給水装置の機能にも影響する<u>ため、慎重におこなうこと。</u>なお、標準的な調査項目、調査内容等を表-2.1.1 に示す。</p> <p>2. 2 給水方式の決定 給水方式の区分は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 直結<u>直圧</u>式 配水管の動水圧により直接給水するもの。</p> <p>(2) 受水槽式 給水管から水道水を一旦受水槽に受け、この受水槽から給水するもの。 主な方式はつぎのとおりとする。</p> <p>① 高置水槽式 ② 圧力水槽式 ③ ポンプ直送式</p> <p>(3) 直結・受水槽併用式 一つの建物内で直結式、受水槽式の両方の給水方式を併用するもの。</p>	<p>P1</p> <p>P1</p> <p>P3</p> <p>P4</p>

2007 年度版	2019 年版	項
<p>(3) 直結・受水槽併用式 一つの建物内で直結式、受水槽式の両方の給水方式を併用するもの。</p> <p>2. 3 給水方式の選定基準 給水方式は、給水高さ、所要水量、使用用途及び維持管理面を考慮し決定しなければならない。 給水方式は、本市の水圧で直接給水することを原則とする。</p> <p>(1) 直結直圧式で給水できる場合 ① 給水装置内の末端、又は最高位での最小動水圧が、0.049MPa 確保できるもの。 ② その他、管理者が認めた場合。</p> <p>(2) 直結増圧式で給水できる場合 ① 直結直圧式で給水できない場合であり、配水管の水圧に影響を与えることが無い場合。 ② その他、管理者が認めた場合。</p> <p>(3) 受水槽式にしなければならない場合 [直結式で給水が認められない場合] ① 有毒薬品を使用する工場等で、逆流によって配水管の水を汚染するおそれがある場合。 ② 常時一定の水量、水圧を必要とする場合。 ③ 病院などで災害時、事故等による水道断減水時にも、給水の確保が必要な場合。 ④ 一時に多量の水を使用するとき、又使用水量の変動が大きいときなどに、配水管の水圧低下を引き起こすおそれがある場合。 ⑤ 給水装置工事申込時、当該建物に使用用途不明な区画がある場合。 ⑥ その他、管理者が認めた場合。</p>	<p>2. 3 給水方式の選定基準 給水方式は、給水高さ、所要水量、使用用途及び維持管理面を考慮し決定しなければならない。 給水方式は、本市の水圧で直接給水することを原則とする。</p> <p>(1) 直結直圧式で給水できる場合 ① 給水装置内の末端、又は最高位での最小動水圧が、0.049MPa 確保できるもの。 ② その他、管理者が認めた場合。</p> <p>(2) 受水槽式にしなければならない場合 [直結式で給水が認められない場合] ① 有毒薬品を使用する工場等で、逆流によって配水管の水を汚染するおそれがある場合。 ② 常時一定の水量、水圧を必要とする場合。 ③ 病院などで災害時、事故等による水道断減水時にも、給水の確保が必要な場合。 ④ 一時に多量の水を使用するとき、又使用水量の変動が大きいときなどに、配水管の水圧低下を引き起こすおそれがある場合。 ⑤ 給水装置工事申込時、当該建物に使用用途不明な区画がある場合。 ⑥ その他、管理者が認めた場合。</p>	<p>P4</p>
<p>2. 4 設計使用水量 (4) 直結増圧式給水の計画使用水量 直結増圧式給水を行うにあたっては、同時使用水量を適正に設定することは、適切な配管口径の決定及び増圧給水設備の適正容量の決定に不可欠であ</p>	<p>2. 4 設計使用水量</p>	<p>P8</p>

る。これを誤ると、過大な設備の導入、エネルギー利用の非効率化、給水不足の発生などが起こることがある。

同時使用水量の算定にあたっては、給水用具種類別吐水量とその同時使用率を考慮した方法（表 2.4.1～表 2.4.4）、居住人員から同時使用水量を予測する算定式を用いる方法（図 2.4.1）、空気調和衛生工学便覧を参考にする方法（表 2.4.7）等があり、各種算定方法の特徴を熟知した上で、使用実態に応じた方法又は管理者の指示した方法を選択すること。

(5) 受水槽式給水の計画使用水量

2. 5 口径の決定

表 2.5.1 水道メーター使用流量基準

型式及び口径 (mm)	適正使用流量範囲 (m ³ /h)	一時的使用の許容流量 (m ³ /h)		一日当たりの使用量 (m ³ /d)			一か月当たりの使用量 (m ³ /月)
		一時間/日以内使用の場合	瞬時的使用の場合	一日使用時間の合計が 5 時間するとき	一日使用時間の合計が 10 時間するとき	一日 24 時間使用するとき	
接線流羽根車							
1 3	0.1～0.8	1	1.5	3	5	10	85
2 0	0.2～1.6	2	3	6	10	20	170
2 5	0.23～1.8	2.3	3.4	7	11	22	190
4 0	0.5～4	5	7.5	15	24	48	420
たて型ウォルトマン							
5 0	1.25～15	25	37	56	90	180	2,100
7 5	2.5～30	50	75	112	180	360	4,200
1 0 0	4～48	80	120	180	288	576	6,700

2. 6 口径計算

(3) 増圧給水設備における吐水圧の設定

直結増圧給水は、配水管の水圧では給水できない中高層建物において、末端最高位の給水用具を使用するために必要な圧力を増圧給水設備により補い、これを使用できるようにするものである。

ここで、増圧給水設備の吐水圧は、末端最高位の給水用具を使用するために必要な圧力を確保できるように設定する。すなわち、増圧給水設備の下流側の給水管及び給水用具の圧力損失、末端最高位の給水用具を使用するために必要な圧力、及び増圧給水設備と末端最高位の給水用具との高低差の合計が、増圧給水設備の吐水圧の設定である。

(4) 受水槽式給水の計画使用水量

2. 5 口径の決定

【水道メーター型式別適正使用流量表（参考）】

JIS Q _s	Q _s /Q ₁ (R)	呼び径	適正使用流量範囲 (m ³ /h) ※1	一時的使用の許容流量(m ³ /h)※2		1日当たりの使用量(m ³ /日)※3			月間使用量 (m ³ /月) ※4			
				10分/日以内の場合	1時間/日以内の場合	1日使用時間の合計が5時間するとき	1日使用時間の合計が10時間するとき	1日24時間使用するとき				
2.5	100	接線流	13	0.1～1.0	2.5	1.5	4.5	7	12	100		
4			20	0.2～1.6	4	2.5	7	12	20	170		
6.3			25	0.23～2.5	6.3	4	11	18	30	260		
10			30	0.4～4.0	10	6	18	30	50	420		
16			40B	0.4～6.5	16	9	28	44	80	700		
40		たて型	50	1.25～17.0	50	30	87	140	250	2,600		
63			75	2.5～27.5	78	47	138	218	390	4,100		
100			100	4.0～44.0	125	74.5	218	345	620	6,600		
10			100	接線流	40A	0.5～4.0	10	6	18	30	50	420

※接線流の呼び径 40 A については、定格最大流量(Q_s)16 m³/h の性能が確保できないため、呼び径 30 と同じ 10 m³/h で表すこととなる。

(一般社団法人日本計量機器工業連合会の資料による。)

P10

P15

2007 年度版	2019 年版	項
<p> <u>P0 : 配水管の水圧</u> <u>P1 : 配水管と増圧給水設備との高低差</u> <u>P2 : 増圧給水設備の上流側の給水管及び給水用具の圧力損失</u> <u>P3 : 増圧給水設備の圧力損失</u> <u>P4 : 増圧給水設備の下流側の給水管及び給水用具の圧力損失</u> <u>P5 : 末端最高位の給水用具を使用するために必要な圧力</u> <u>P6 : 増圧給水設備と末端最高位の給水用具との高低差</u> <u>P7 : 増圧給水設備の吐水圧</u> </p> <p>ここで、増圧給水設備の吐水圧（P7）は、次式により算出される。</p> $P7 = P4 + P5 + P6$ <p>図 2.6.4 直結増圧式給水における動水勾配線図</p> <p>2.7 設計図書の作成 (3) 作図の基本図面 ① 表示記号 図面に使用する表示記号は、図 2.7.1~4 を標準とすること。 ② 文字 文字は明確に書き、漢字は楷書とする。 文章は左横書きを標準とする。 ③ 管、文字の色分け 管、文字の色分けは図 2.7.5 を標準とすること。</p>	<p>2.7 設計図書の作成 (3) 作図の基本図面 ① 表示記号 図面に使用する表示記号は、図 2.7.1~4 を標準とすること。 ② 文字 文字は明確に書き、漢字は楷書とする。 文章は左横書きを標準とする。 ③ 管、文字の色分け 管、文字の色分けは図 2.7.5 を標準とすること。</p>	<p>P16</p>

2007 年度版	2019 年版	項
<p>④ 縮尺 縮尺は、平面図 1/100~200、縦断図は、1/50~100 を標準とする。又縮尺は図面ごとに記入すること。</p> <p>⑤ 単位 給水管及び配水管の口径の単位は (mm) とし、単位記号はつけない。 給水管の延長単位は (m) とし、単位記号はつけない。 なお、延長は小数第 1 位 (小数第 2 位を四捨五入) までとする。</p> <p>⑥ 方位 作図にあたっては必ず方位を記入し、北を上にすることを原則とする。</p>	<p>④ 縮尺 縮尺は、平面図 1/50~100、横断図は、1/50~100 を標準とする。又縮尺は図面ごとに記入すること。</p> <p>⑤ 単位 給水管及び配水管の口径の単位は (mm) とし、単位記号はつけない。 給水管の延長単位は (m) とし、単位記号はつけない。 なお、延長は小数第 1 位 (小数第 2 位を四捨五入) までとする。</p> <p>⑥ 方位 作図にあたっては必ず方位を記入し、北を上にすることを原則とする。</p>	

2007 年度版	2019 年版	項
----------	---------	---

図 2.7.4 給水管の管種記号

管 種	記 号
ダクタイル鋳鉄管	DIP
鋳鉄管	CIP
硬質塩化ビニル管	VP
硬質塩化ビニルライニング鋼管 (外面・亜鉛メッキ 白色)	SGP-VB
硬質塩化ビニルライニング鋼管 (外面・硬質塩化ビニル被覆 青色)	SGP-VD
耐衝撃性硬質塩化ビニル管	HIVP
ポリエチレン管	PP
銅管	CP
架橋ポリエチレン管	XPEP
ポリブテン管	PBP

図 2.7.5 管及び文字の色分け

名 称	色	文字色	凡 例
新設給水管	赤 (実線)	赤	—————
既設給水管	黒 (実線)	黒	—————
撤去給水管	赤 (×印)	赤	—×—×—×—
配水管	黒 (実線)	黒	—————
新設給湯管	青 (実線)	青	—————
既設給湯管	黒 (破線)	黒
井戸配管	黒 (破線)	黒

(4) 位置図の記入 (申請時 2 部)

給水申込家屋、申請地 (赤書)、申請者、住所、氏名、施工路線、付近の状況、道路状況及び主要な建物を記入すること。

(5) 平面図の記入

縮尺は、平面図 1/100~200 を原則とする。

- ① 給水栓等給水用具の取付位置

図 2.7.4 給水管の管種記号

管 種	記 号
ダクタイル鋳鉄管	DIP
鋳鉄管	CIP
硬質塩化ビニル管	VP
硬質塩化ビニルライニング鋼管 (外面・亜鉛メッキ 白色)	SGP-VB
硬質塩化ビニルライニング鋼管 (外面・硬質塩化ビニル被覆 青色)	SGP-VD
耐衝撃性硬質塩化ビニル管	HIVP
ポリエチレン管	PP
銅管	CP
架橋ポリエチレン管	XPEP
ポリブテン管	PBP
水道用耐震型高性能ポリエチレン管	HPPE

図 2.7.5 管及び文字の色分け

名 称	色	文字色	凡 例
新設給水管	赤 (実線)	赤	—————
既設給水管	黒 (実線)	黒	—————
撤去給水管	赤 (×印)	赤	—×—×—×—
配水管	黒 (実線)	黒	—————
新設給湯管	青 (実線)	青	—————
既設給湯管	黒 (破線)	黒
井戸配管	黒 (破線)	黒

(4) 位置図の記入 (申請時 2 部)

給水申込家屋、申請地 (赤書)、住所、氏名、付近の状況、道路状況及び主要な建物を記入すること。

(5) 平面図の記入

縮尺は、平面図 1/50~100 を原則とする。

- ① 給水栓等給水用具の取付位置

P18

P22

2007 年度版	2019 年版	項
<p>② 配水管からの分岐位置のオフセット（3点から測定）</p> <p>③ 布設する管の管種、口径、延長及び位置（立ち上がり含む）</p> <p>④ 道路の種別（舗装種別、幅員、歩車道区分、公道及び私道の区分）</p> <p>⑤ 公私有地、隣接敷地の境界線及び隣接関連水栓番号</p> <p>⑥ 分岐する配水管及び既設給水管等の管種、口径（立ち上がり含む）</p> <p>⑦ その他工事施工上必要とする事項（障害物の表示等）</p> <p>⑧ 玄関、水栓に関係ある間取り、全体の間取り。</p> <p>⑨ 配管位置、メーター位置。</p> <p>3. 2 給水装置の構造及び材質</p> <p>(2) 使用材料の確認</p> <p>給水装置工事主任技術者は責任をもつて的確に材料を選定し、<u>管理者に使用材料の明細を提出しなければならない。</u></p> <p>3. 3 給水装置工事施工概要</p> <p>給水装置工事施工については、次の点に注意して施工する。</p> <p>① 道路内に配管する場合は、配管占用位置及び深さを誤らないようにするとともに、他の埋設物との間隔を 30cm 以上確保する。また、維持管理に支障とならないよう、斜走配管はしないこと。</p> <p>② 分岐部から止水栓までの配管材料について φ13～φ25 は、水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管、又は、水道用ポリエチレン二層管軟質 1 種とする。φ40～φ50 は、水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管、φ75 以上については、水道用ダクタイル鋳鉄管とする。</p> <p>③ 側溝を横断する場合は、底部伏せ越しを原則とする。ただし加工困難な場合は、高水位以上に架設し、損傷のないように保護管を用いる。</p> <p>④ 敷地内に配管する場合、止水栓及びメーターの設置は、維持管理に適した箇所を選定するとともに、できるだけ直線配管となるようにする。</p> <p>⑤ メーターの上流側には、止水栓（40 mm 以下）、仕切弁（50 mm 以上）及び伸</p>	<p>② 配水管からの分岐位置のオフセット（3点から測定）</p> <p>③ 布設する管の管種、口径、延長及び位置（立ち上がり含む）</p> <p>④ 道路の種別（舗装種別、幅員、歩車道区分、公道及び私道の区分）</p> <p>⑤ 公私有地、隣接敷地の境界線及び隣接関連水栓番号</p> <p>⑥ 分岐する配水管及び既設給水管等の管種、口径（立ち上がり含む）</p> <p>⑦ その他工事施工上必要とする事項（障害物の表示等）</p> <p>⑧ 玄関、水栓に関係ある間取り、全体の間取り。</p> <p>⑨ 配管位置、メーター位置。</p> <p>⑩ 公道と私道の区別</p> <p>⑪ 集合住宅は、部屋番号と水栓番号</p> <p>3. 2 給水装置の構造及び材質</p> <p>(2) 使用材料の確認</p> <p>給水装置工事主任技術者は責任をもつて的確に材料を選定し、給水装置台帳（設計書）に使用材料の明細を記載し管理者へ提出しなければならない。</p> <p>3. 3 給水装置工事施工概要</p> <p>給水装置工事施工については、次の点に注意して施工する。</p> <p>① 道路内に配管する場合は、配管占用位置及び深さを誤らないようにするとともに、他の埋設物との間隔を 30cm 以上確保する。また、維持管理に支障とならないよう、斜走配管はしないこと。</p> <p>② 分岐部から止水栓までの配管材料について φ13～φ25 は、水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管、又は、水道用ポリエチレン二層管軟質 1 種とする。φ40～φ50 は、水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管、φ50～φ150 は水道用耐震型高性能ポリエチレン管、φ75 以上については、水道用ダクタイル鋳鉄管とする。</p> <p>③ 側溝を横断する場合は、底部伏せ越しを原則とする。ただし、加工困難な場合は、水路施設管理者の許可を得て、高水位以上に架設し損傷のないように保護管を用いる。</p> <p>④ 敷地内に配管する場合、止水栓及びメーターの設置は、維持管理に適し</p>	<p>P22</p>

2007 年度版	2019 年版	項
<p>縮付ストップバルブを設けること。</p> <p>口径 40 mm以上のメーターの下流側には、メーター取り外し時の戻り水などによる被害を防止するため、下流側にバルブを取り付けること。<u>なお、メーターボックスを排水処理のできる構造とした場合は省略することができる。</u></p> <p>⑥ 止水栓、仕切弁の設置位置</p> <p>7) 単独給水装置の場合は、原則として宅地内の 1 m以内</p> <p>1) 配水管のない道路に給水装置を布設する場合は、配水管のない道路に入った所に第 1 止水栓 (40 mm以下)、第 1 仕切弁 (50 mm以上) を設けること。</p> <p>⑦ 地階あるいは 2 階以上に配管する場合は、修繕や改造工事に備えて、各階ごとにバルブを取り付けるとともに、立ち上がりや横走り部分で露出配管となる箇所には適当な間隔 (1 ~ 2 m) で建物へ固定する。</p> <p>⑧ 家屋への主配管は、構造物の下の通過を避け、基礎外回りに配管すること。やむを得ないときは、管を集中させるさや管ヘッダー方式とする。</p> <p>⑨ 給水管が基礎および壁などを貫通するときは、配管スリーブを設け、スリーブ内は弾性体で充填する。</p> <p>⑩ 給水管の露出部分が、外傷または凍結のおそれのあるときは、防食用ポリ塩化ビニル・粘着テープ・ポリスチレンフォーム・保温材などで保護する。</p> <p>⑪ 鳥居配管または伏越しをするときは、防寒・防食・衝撃防止に留意する。</p>	<p>た箇所を選定するとともに、できるだけ直線配管となるようにする。</p> <p>⑤ メーターの上流側には、止水栓 (40 mm以下)、仕切弁 (50 mm以上) 及び伸縮付ストップバルブ等を設けること。</p> <p>口径 40 mm以上のメーターの下流側には、メーター取り外し時の戻り水などによる被害を防止するため、下流側にバルブを取り付けること。</p> <p>⑥ 止水栓、仕切弁の設置位置</p> <p>7) 単独給水装置の場合は、原則として宅地内の 1 m以内</p> <p>1) 配水管のない道路に給水装置を布設する場合は、配水管のない道路に入った所に第 1 止水栓 (40 mm以下)、第 1 仕切弁 (50 mm以上) を設けること。</p> <p>⑦ 地階あるいは 2 階以上に配管する場合は、修繕や改造工事に備えて、各階ごとにバルブを取り付けるとともに、立ち上がりや横走り部分で露出配管となる箇所には適当な間隔 (1 ~ 2 m) で建物へ固定する。</p> <p>⑧ 家屋への主配管は、構造物の下の通過を避け、基礎外回りに配管すること。やむを得ないときは、管を集中させるさや管ヘッダー方式とする。なお、ヘッダー手前にバルブ等を設けること。</p> <p>⑨ 給水管が基礎および壁などを貫通するときは、配管スリーブを設け、スリーブ内は弾性体で充填する。</p> <p>⑩ 給水管の露出部分が、外傷または凍結のおそれのあるときは、防食用ポリ塩化ビニル・粘着テープ・ポリスチレンフォーム・保温材などで保護する。</p> <p>⑪ または伏越しをするときは、防寒・防食・衝撃防止に留意する。</p> <p>⑫ 管理者メーターの 2 次側配管が、HI - VP の場合は、伸縮継手メーター用ソケットを設置すること。(HI - VP 製のユニオンを使用してはならない。)</p>	<p></p> <p>P23</p>
<p>3.8 きょう及び蓋</p> <p>メーターきょう、止水栓鉄蓋、仕切弁鉄蓋及び消火栓鉄蓋は、管理者指定品を使用すること。これらの設置は次のとおりとする。</p> <p>(1) きょう、鉄蓋の基礎は、その周辺に沈下等が生じないよう十分締め固めを行うこと。</p> <p>(2) メーター、器具等の取替え及び検針が容易に行えるよう据え付けること。</p> <p>(3) 仕切弁鉄蓋は、流れの方向に合わせること。</p>	<p>3.8 きょう及び蓋</p> <p>メーターきょう、止水栓鉄蓋、仕切弁鉄蓋及び消火栓鉄蓋は、管理者指定品を使用すること。これらの設置は次のとおりとする。</p> <p>(1) きょう、鉄蓋の基礎は、その周辺に沈下等が生じないよう十分締め固めを行うこと。</p> <p>(2) メーター、器具等の取替え及び検針が容易に行えるよう据え付けること。</p> <p>(3) 仕切弁鉄蓋は、流れの方向に合わせること。</p> <p>(4) 地盤高さ均一に据え付けること。</p>	<p>P26</p>

2007 年度版	2019 年版	項																																																				
<p>(4) 地盤高さと均一に据え付けること。</p> <p>(5) 地下水等に水没、埋没しない場所に据え付けること。</p> <p>(6) 集合住宅等で、複数のメーターきょうを並べて設置する場合は、蓋又はきょうの内側に白ペイントで部屋番号を明示すること。</p> <p>(7) 50 mm以上のメーターきょうについては、検針用小窓付とすること。</p> <p>3. 10メーター</p> <p>(2) 水道メーターの種類</p> <p>水道メーターの種類は、表 3.11.1 のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">表 3.11.1 メーターの種類</p> <table border="1" data-bbox="268 730 1037 1124"> <thead> <tr> <th rowspan="2">口径 (mm)</th> <th colspan="2">メーターの種類</th> </tr> <tr> <th>接線流羽根車式</th> <th>軸流羽根車式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>20</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>25</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>40</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>50</td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>75</td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>100</td><td></td><td>○</td></tr> </tbody> </table> <p>1. <u>メーター指示部は、13mmから 40mmまでを直読式とする。</u></p> <p>2. <u>50mmから 100mmまでは、たて型ウォルトマンを使用する。</u></p>	口径 (mm)	メーターの種類		接線流羽根車式	軸流羽根車式	13	○		20	○		25	○		40	○		50		○	75		○	100		○	<p>(5) 地下水等に水没、埋没しない場所に据え付けること。</p> <p>(6) 集合住宅等で、複数のメーターきょうを並べて設置する場合は、蓋又はきょうの内側に白ペイントで部屋番号を明示。又は、部屋番号札を設置すること。</p> <p>(7) 50 mm以上のメーターきょうについては、検針用小窓付とすること。</p> <p>3. 10メーター</p> <p>(2) 水道メーターの種類</p> <p>水道メーターの種類は、表 3.11.1 のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">表 3.11.1 メーターの種類</p> <table border="1" data-bbox="1267 738 2014 1124"> <thead> <tr> <th rowspan="2">口径 (mm)</th> <th colspan="2">メーターの種類</th> </tr> <tr> <th>接線流羽根車式</th> <th>軸流羽根車式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>20</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>25</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>40</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>50</td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>75</td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>100</td><td></td><td>○</td></tr> </tbody> </table>	口径 (mm)	メーターの種類		接線流羽根車式	軸流羽根車式	13	○		20	○		25	○		40	○	○	50		○	75		○	100		○	P27
口径 (mm)		メーターの種類																																																				
	接線流羽根車式	軸流羽根車式																																																				
13	○																																																					
20	○																																																					
25	○																																																					
40	○																																																					
50		○																																																				
75		○																																																				
100		○																																																				
口径 (mm)	メーターの種類																																																					
	接線流羽根車式	軸流羽根車式																																																				
13	○																																																					
20	○																																																					
25	○																																																					
40	○	○																																																				
50		○																																																				
75		○																																																				
100		○																																																				
<p>(6) メーター付近の施工</p> <p>① メーターに接する配管には、伸縮性の継手を使用し、メーターの着脱が容易にできるようにすること。</p> <p>② メーターの誤差が生じないようメーターの上流側及び下流側にそれぞれ管径の <u>5倍と3倍の直線部</u> を設けると共に、空気の停滞がないよう配置すること。</p>	<p>(6) メーター付近の施工</p> <p>① メーターに接する配管には、伸縮性の継手を使用し、メーターの着脱が容易にできるようにすること。</p> <p>② メーターの誤差が生じないようメーターの上流側及び下流側にそれぞれ管径の 10倍と5倍の直線部を設けると共に、空気の停滞がないよう配置すること。</p>	P28																																																				

2007 年度版	2019 年版	項
<p>3. 13 撤去工事</p> <p>(1) 給水分岐の閉止</p> <p>① 給水管の撤去は、必ず分岐部を閉止するとともに、止水栓も撤去すること。</p> <p>② 分水栓は、コマ下げとし上部は撤去後、閉栓キャップを施すこと。</p> <p>③ サドル分水栓及び割T字管は、キャップ、栓または、フランジ蓋止めとする。</p> <p>④ T字管（チーズ）は、原則切り取り直管に置き換えること。</p>	<p>3. 13 撤去工事</p> <p>(1) 給水分岐の閉止</p> <p>⑤ 給水管の撤去は、必ず分岐部を閉止するとともに、止水栓も撤去すること。</p> <p>⑥ 分水栓は、コマ下げとし上部は撤去（甲型分水栓）後、閉栓キャップを施すこと。</p> <p>⑦ サドル分水栓及び割T字管は、キャップ、栓または、フランジ蓋止めとする。</p> <p>⑧ T字管（チーズ）は、原則切り取り直管に置き換えること。</p>	P30
<p>5. 1 申し込み手続き</p> <p>(4) 占用等の申請</p> <p>占用申請等に必要な書類は指定給水装置工事事業者で整えるものとし、占用の申請者名は空白で作成すること。（市・県道2部・国道4部）なお、書類に不備がある場合は、指定給水装置工事事業者で訂正をすること。</p>	<p>5. 1 申し込み手続き</p> <p>(4) 占用等の申請</p> <p>占用申請及び法定外公共物申請等に必要な書類は指定給水装置工事事業者で整えるものとし、道路管理者及び利害関係者と協議した上で提出すること。なお、占用等の申請者名は空白で作成すること。（市・県道2部・国道4部）なお、書類に不備がある場合は、指定給水装置工事事業者で訂正をすること。</p>	P34
<p>5. 2 しゅん工検査</p> <p>(1) 検査の申請</p> <p>指定給水装置工事事業者は、工事の完了後1週間以内に検査に必要な書類をそろえて給水装置工事しゅん工検査申請書を提出しなければならない。また、検査を受ける前に給水装置工事自主検査書（別記第3号様式）により自主検査を実施し、不適合な箇所がないようにしておかなければならない。</p>	<p>5. 2 しゅん工検査</p> <p>(1) 検査の申請</p> <p>指定給水装置工事事業者は、工事の完了後1週間以内に検査に必要な書類をそろえて給水装置工事しゅん工検査申請書を提出しなければならない。また、検査を受ける前に給水装置工事自主検査書（別記第3号様式）により自主検査を実施し、不適合な箇所がないようにしておかなければならない。</p> <p>また、提出書類は、3日前（土、日、祭日を除く）までに提出すること。</p> <p>なお、書類に不備があった場合は、書類を整えた後に検査日の設定及び調整を図ること。</p> <p>また、提出書類は、検査日の前々日正午までに提出すること。</p> <p>なお、書類に不備があった場合は、書類を整えた後に検査日の設定及び調整を図ること。</p>	P35

2007 年度版	2019 年版	項
<p>① 提出書類及び書類審査内容</p> <p>ア. 給水装置工事しゅん工検査申請書</p> <p>イ. 給水装置工事申込書</p> <p>ウ. 給水装置工事自主検査書 水圧テストの写真を添付</p> <p>エ. 位置図 住所、氏名を記入</p> <p>オ. しゅん工図面 平面図 その他図面（必要に応じ）</p> <p>カ. 写真 道路部分の給水装置の検査、給水管の配管状況、埋戻し、転圧、及び路盤工等、宅地部分の配管深度、当日現地で確認できない工事内容</p> <p>(2) 検査内容 給水装置検査員は必要に応じ、下記の主な検査内容に加え、各種の検査を指定給水装置工事事業者に求めることができる。また、検査の実施に伴って漏水等の事故が発生したときには、指定給水装置工事事業者が責任を持って対処しなければならない。</p> <p>① 水圧検査</p> <p>ア. 新設、改造工事は、静水圧で給水栓に圧力計を取付け、メーター止水栓を閉にし、1分間そのまま保ち漏水の有無を確認する。</p> <p>イ. しゅん工検査時に水圧検査ができない場合、1.75MPa を1分間そのまま保ち漏水の有無を確認し写真で記録すること。</p> <p>ウ. 水圧検査に関する作業は指定給水装置工事事業者が行い、検査員はその確認を行う。</p> <p>② 道路復旧 道路復旧の状態。本舗装の復旧状態の確認。</p> <p>③ しゅん工図との照合 北向き、かつ方位を記入した平面図、断面図、立面図、系統図、写真等、給水管の種類、口径、延長、寸法、配管、メーター位置等について、現場と照合する。</p> <p>(3) 検査の期限</p>	<p>① 提出書類及び書類審査内容</p> <p>ア. 給水装置工事しゅん工検査申請書</p> <p>イ. 給水装置工事申込書</p> <p>ウ. 給水装置工事自主検査書 検査写真を添付</p> <p>エ. 位置図 住所、氏名を記入</p> <p>オ. しゅん工図面 平面図 その他図面（必要に応じ）</p> <p>カ. 写真 水圧テスト（接続部分が分かるもの）、道路部分の給水装置の検査、給水管の配管状況、埋戻し、転圧、及び路盤工等、その他、検査職員より指示があったもの。</p> <p>(2) 検査内容 給水装置検査員は必要に応じ、下記の主な検査内容に加え、各種の検査を指定給水装置工事事業者に求めることができる。また、検査の実施に伴って漏水等の事故が発生したときには、指定給水装置工事事業者が責任を持って対処しなければならない。</p> <p>① 水圧検査</p> <p>ア. 新設、改造工事は、静水圧で給水栓に圧力計を取付け、メーター止水栓を閉にし、1分間そのまま保ち漏水の有無を確認する。</p> <p>イ. しゅん工検査時に水圧検査ができない場合、1.75MPa を1分間そのまま保ち漏水の有無を確認し写真で記録すること。</p> <p>ウ. 水圧検査に関する作業は指定給水装置工事事業者が行い、検査員はその確認を行う。</p> <p>② メーター脱着検査 メーターユニオンの新設及び改造をした場合は、メーターを脱着し不具合の有無を確認する。</p> <p>③ 道路復旧 道路復旧の状態。本舗装の復旧状態の確認。</p> <p>④ しゅん工図との照合</p>	<p></p> <p>P36</p>

2007 年度版	2019 年版	項
<p>指定給水装置工事業者は、主任技術者をして検査の申請後2週間以内に検査を受けなければならない。</p> <p>(4) 検査後の措置</p> <p>① 検査員は、検査完了後、適正な工事であった場合、給水装置工事しゅん工検査合格証を発行する。</p> <p>② 使用者名・用途変更等を伴う場合は、給水装置工事しゅん工検査合格証の写しを添付し、届け出をおこなうこと。</p> <p>(5) 再検査</p> <p>① 適正な工事でなく改修が必要な場合、内容を明記し決済後、給水装置工事改修命令書を発行する。</p> <p>② 改修が完了後、再度、給水装置工事しゅん工検査申請書を提出し、再検査を受けなければならない。</p> <p>③ 適正な工事となるまで再検査を繰り返し行う。</p> <p>再検査に合格した場合は、通常の適正な工事と同様に、給水装置工事しゅん工検査合格証を発行する。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 萩市給水装置工事施行基準2007年度版は、平成19年4月1日から施行する。</p> <p>2 萩市給水装置工事施行基準2007年度版の施行により平成17年9月1日施行の萩市給水装置工事施行基準2005年度版は、その効力を失う。 (経過措置)</p> <p>3 平成19年3月31日までに申請を受理された給水装置工事は、萩市給水装置工事施行基準2005年度版に基づき、処理できる。</p>	<p>北向き、かつ方位を記入した平面図、断面図、立面図、系統図、写真等、給水管の種類、口径、延長、寸法、配管、メーター位置等について、現場と照合する。</p> <p>(3) 検査の期限</p> <p>指定給水装置工事業者は、主任技術者をして検査の申請後2週間以内に検査を受けなければならない。</p> <p>(4) 検査後の措置</p> <p>① 検査員は、検査完了後、適正な工事であった場合、給水装置工事しゅん工検査合格証を発行する。</p> <p>② 使用者名・用途変更等を伴う場合は、給水装置工事しゅん工検査合格証の写しを添付し、届け出をおこなうこと。</p> <p>(5) 再検査</p> <p>① 適正な工事でなく改修が必要な場合、内容を明記し決済後、給水装置工事改修命令書を発行する。</p> <p>② 改修が完了後、再度、給水装置工事しゅん工検査申請書を提出し、再検査を受けなければならない。</p> <p>③ 適正な工事となるまで再検査 を繰り返し行う。</p> <p>再検査に合格した場合は、通常の適正な工事と同様に、給水装置工事しゅん工検査合格証を発行する。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 萩市給水装置工事施行基準2007年度版は、2007年4月1日から施行する。</p> <p>2 萩市給水装置工事施行基準2007年度版の施行により2005年9月1日施行の萩市給水装置工事施行基準2005年度版は、その効力を失う。</p> <p>3 萩市給水装置工事施行基準2012年度版は、2012年4月1日から施行する。</p> <p>4 萩市給水装置工事施行基準2012年度版の施行により2012年3月31日施行の萩市給水装置工事施行基準2007年度版は、その効力を失う。</p> <p>5 萩市給水装置工事施行基準2019年版は、2019年4月1日から施行</p>	

2007 年度版	2019 年版	項
	<p>する。</p> <p>6 萩市給水装置工事施行基準 2019 年版の施行により 2019 年 3 月 31 日施行の萩市給水装置工事施行基準 2012 年度版は、その効力を失う。 (経過措置)</p> <p>6 2007 年 3 月 31 日までに申請を受理された給水装置工事は、萩市給水装置工事施行基準 2005 年度版に基づき、処理できる。</p> <p>7 2012 日までに申請を受理された給水装置工事は、萩市給水装置工事施行基準 2007 年度版に基づき、処理できる。</p> <p>8 2019 年 3 月 31 日までに申請を受理された給水装置工事は、萩市給水装置工事施行基準 2012 年度版に基づき、処理できる。</p>	

萩市指定材料表

品名	規格	適用
水道用ダクタイル鋳鉄管	JWWA G 113	DIP-K
水道用ダクタイル鋳鉄異形管	JWWA G 114	DIP-K
水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 116	SGP-VD・VB
水道用ねじ込み管端防食管継手	JWWA K 150	
水道用ポリエチレン管	JIS K 6762	二層管軟質1種
水道用ポリエチレン管用金属継手	JWWA B 116	
水道用ソフトシール仕切弁	JWWA B 120	内ネジ式 7.5K (右開き)
サドル分水栓	JWWA B 117	ボール式φ25mm以下 配水管口径1/2以下
止水栓	JWWA B 108	甲形
メータきょう	FCD	サイズ規格あり
止水栓鉄蓋	FCD	H=250mm
仕切弁鉄蓋	FCD (円形2号)	上・中・下部壁・底版 レジコン製とする
消火栓鉄蓋	FCD (円形3号)	上・中・下部壁・底版 レジコン製とする
スリースバルブ	JIS B 2011	青銅製バルブ・ゲート ねじ込み 10K
水道用ダクタイル鋳鉄管 ポリエチレンスリーブ	JDPA Z 2005	
水道用耐震型高性能ポリエチレン管	PWA 001 PWA 002	φ50～φ150

※記載なき材料等については、事前協議で確認すること。

平成24年4月現在

萩市指定材料表

品名	規格	適用
水道用ダクタイル鋳鉄管	JWWA G 113	DIP-K
水道用ダクタイル鋳鉄異形管	JWWA G 114	DIP-K
水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 116	SGP-VD・VB
水道用ねじ込み管端防食管継手	JWWA K 150	
水道用ポリエチレン管	JIS K 6762	二層管軟質1種
水道用ポリエチレン管用金属継手	JWWA B 116	
水道用ソフトシール仕切弁	JWWA B 120	内ネジ式 7.5K (右開き)
サドル分水栓	JWWA B 117	ボール式φ25mm以下 配水管口径1/2以下
止水栓	JWWA B 108	甲形
メータきょう	FCD	サイズ規格あり
止水栓鉄蓋	FCD	H=250mm
仕切弁鉄蓋	FCD (円形2号)	上・中・下部壁・底版 レジコン製とする
消火栓鉄蓋	FCD (円形3号)	上・中・下部壁・底版 レジコン製とする
スリースバルブ	JIS B 2011	青銅製バルブ・ゲート ねじ込み 10K
水道用ダクタイル鋳鉄管 ポリエチレンスリーブ	JDPA Z 2005	
水道用耐震型高性能ポリエチレン管	PWA 001 PWA 002	φ50～φ150
弁付不断水割T字管	(社)日本水道協会承認品	フランジ型
伸縮継手メーター用ソケット (HIVP用)	(社)日本水道協会承認品	メーターの2次側配管 がHIVPの場合

※記載なき材料等については、事前協議で確認すること。

2019年4月現在

2007 年度版

メーターきょう(メーター BOX)サイズ規格

単位 (mm)

口径	上部		下部		高さ
	横	縦	横	縦	
13mm	350 以上	180 以上	365 以上	200 以上	150~250
20・25mm	416 以上	185 以上	440 以上	225 以上	195~300
40mm以上	萩市給水装置施行基準に準ずる。				

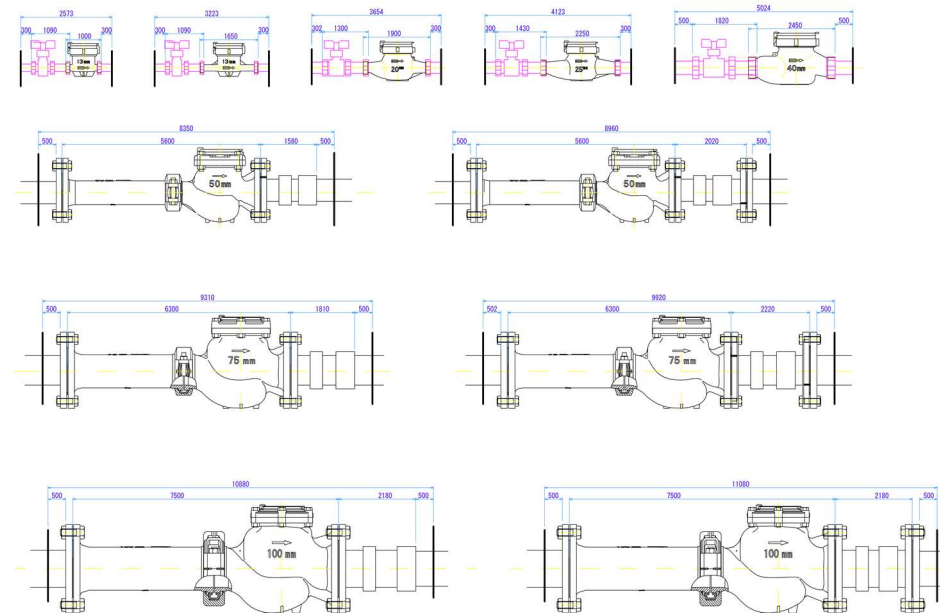
2019 年版

メーターきょう(メーター BOX)サイズ規格

単位 (mm)

口径	上部		下部		高さ
	横	縦	横	縦	
13mm	350 以上	180 以上	365 以上	200 以上	150~250
20・25mm	416 以上	185 以上	440 以上	225 以上	195~300
40mm以上	メーター及び伸縮継手の取替が可能なサイズとすること。				

参考図



2007 年度版	2019 年版	項

--	--	--

